最終更新日：2016年7月1日

三菱UFJリース株式会社
取締役社長　白石正
問合せ先：総務部　03-6865-3013
証券コード：8593
http://www.lf.mufg.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識しており、株主様、お客様、地域社会、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの方々の権利・利益を尊重し、その信頼にお応えしながら、豊かな社会の実現に貢献するよう努めています。かかる社会的責任を果たすため、当社は、取締役会の活性化、監査役会及び内部監査制度の充実、適時適切な情報開示、並びに投資家向け広報活動（IR活動）の活発化等により、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを継続的に進めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（1）実施していない原則
a.原則4-8
■独立社外取締役の複数名の選任
当社の取締役会は、独立社外取締役としての登録は1名でありますが、取締役14名のうち4名が社外取締役で構成されております。
いずれの社外取締役も、独立であるか否かによらず各人の経験や知見を活かして自由闊達な議論をすることによって取締役会を活性化させており、社外取締役としての役割と責務を実効的に果たして頂いております。
今後、現在の良好な状態を維持しつつ、当社取締役に求められる下記の選任基準と取締役会構成員の多様性等を考慮の上、独立社外取締役を2名以上に増員することも検討して参ります。
【選任基準】
1．心身ともに健康で、業務の遂行に支障がないこと。
2．人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
3．遵法精神に富んでいること。
4．経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること。
5．社外取締役については、上記1．～4．に加え、（イ）出身の各分野における経験・実績と識見を有していること、及び、（ロ）取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献できること。

b.補充原則4-10-1
■指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言
取締役・監査役候補者の指名及び執行役員の選任については、当社の選任基準や取締役会構成員の多様性等を考慮の上、社外取締役を含む取締役会で審議の上決定していること、また、報酬については当社方針に基づき社外取締役を含む取締役会で適切に審議の上決定していることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の体制で適切に機能していると考えております。
なお、取締役は14名、うち4名は社外取締役であり、社外取締役のうち1名が独立社外取締役であります。また、監査役は7名で、うち4名は社外監査役であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

a.原則1-4
■政策保有株式の保有・議決権行使の方針
当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の方針のもと保有しているものです。保有株式については、年度毎に株式保有先単位で採算状況等を踏まえ保有方針の見直しを行い、重要性の高い銘柄については、その結果を取締役会に報告した上、当該保有方針を継続的に検証しております。
また、議決権行使につきましては、上記の政策保有の目的に照らして、適切に対応をしております。

b.原則1-7
■関連当事者間の取引
当社と役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制・手続きを整備しております。
・当社グループのコンプライアンスを推進するための基本的な考え方を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルにおいて、利益相反取引等の禁止や、情実取引の排除を規定する条項を設け、これらに該当する取引を明確に禁止しております。
・当社と当社役員との間で取引が生じる場合は、事前に社外取締役を含む取締役会において取引条件及びその決定方法の妥当性について審議の上、決定しております。
・当社から主要株主及びその子会社等への与信供与については、その重要性に鑑み、当社の社内規程に基づき総資産額の一定割合を超える金額となる場合、事前に、社外取締役を含む取締役会において与信供与額及びその決定方法の妥当性について審議の上決定しており、取締役会による監視を行っております。
・当社の主要株主及びその子会社等からの資金調達については、当社の社内規程において定められた決裁権限に則り、取締役会等において決定・報告されております。
・当社における関連当事者間の取引の状況については、監査役及び会計監査人が監査を行っております。

c.原則3-1(i)

■経営計画・経営戦略
当社は、お客様、株主様、地域社会、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーからの信頼に応え、豊かな社会の実現に貢献することを目標とし、
・お客さまにベストソリューションを提供し、企業価値の持続的向上に努めること
・法令を遵守し、環境に配慮した企業活動を通じ、地域・社会の発展に貢献すること
・社員一人ひとりが意欲と誇りを持って活躍できる環境を提供すること
を経営理念としております。
当社は、ノンバンクならではの柔軟性や機動性を最大限に発揮し、事業性や資産が持つ潜在価値に依拠したファイナンスのご提供や、事業計画の立案や運営といった事業の総合的なプロデュースを通じて事業基盤を拡大することで、資産効率の向上を図りつつ持続的に成長することを目指しております。2015年3月期を初年度とする中期経営計画では、その実現のために実践すべき経営戦略として、具体的な成長戦略と経営基盤強化戦略を策定し、経営目標として2017年3月期の目標値を「連結当期純利益 450億円以上」、「海外営業資産比率 30%以上」と設定しております。
あわせて当社は財務の健全性・資本効率・株主還元の最適なバランスを追求し、持続的な企業価値向上のために必要な資本政策を検討して参ります。配当政策につきましては、業績や事業環境を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な株主還元を行うことを志向しております。

d.原則3-1(ii)
■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
＜基本的な考え方＞
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識しており、株主様、お客様、地域社会、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの方々の権利・利益を尊重し、その信頼にお応えしながら、豊かな社会の実現に貢献するよう努めています。かかる社会的責任を果たすため、当社は、取締役会の活性化、監査役会及び内部監査制度の充実、適時適切な情報開示、並びに投資家向け広報活動（IR活動）の活発化等により、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを継続的に進めています。
＜基本方針＞
【株主様の権利・平等性の確保】
当社は、株主様の権利が確保され、その権利が有効に行使されるよう、環境の整備を含め適切に対応し、少数株主様、外国人株主様を含む全ての株主様の平等な取扱いに配慮します。
【すべてのステークホルダーとの適切な協業】
当社は、全ての活動の指針となる「経営理念」と、全従業員の判断および行動の基準となる「倫理綱領・行動規範」のもと、株主様、お客様、地域社会、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの方々との適切な協働に努めます。また、当社のステークホルダーのダイバーシティ（多様性）を尊重し、権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。
【適切な情報開示と透明性の確保】
当社は、ステークホルダーのみなさまからの信頼と適切な評価を得るために、積極的かつ継続的な情報の開示に努めます。また、当社の経営方針、事業戦略、事業活動、財務状況等に関する情報を正確、迅速かつ公平に開示するための社内体制の整備を行い、適正に運用します。また、法令等で開示が定められている項目はもとより、ステークホルダーのみなさまにとって有用と思われる非財務情報についても、自主的・積極的に開示します。
【取締役会の責務】
当社の取締役会は、社外取締役を含むメンバー全員が、その経験や知見を活かして自由闊達な議論により取締役会を活性化させると共に、適切なリスクテイクを支える環境のもと、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上と収益力・資本効率等の改善のために、その役割・責務を適切に果たします。
【株主様との対話】
当社は、決算説明会や国内外のIRイベント等を通じて、株主様との建設的かつ積極的な対話を行い、当社の経営戦略等に対する理解を得ると共に、株主様の立場に関する理解を踏まえた適切な対応に努めます。

e.原則3-1(iii)
■報酬の決定方針と手続
取締役の報酬の基本方針と決定方法は、以下の通りです。
1．基本方針
（1）当社の役員報酬は、事業戦略の遂行を通じて、企業価値を増大させることを目的とし、役員のインセンティブにも考慮して決定することとしております。
（2）報酬の水準は、中長期の企業価値の増大及び短期の業績向上の双方の観点から、市場水準も踏まえて、各役員の役割と職責に相応しいものにすることとしております。
2．取締役の報酬等の決定方法
（1）取締役（社外取締役を除く。以下同じ）の報酬等は、原則として、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬（年次インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬）により構成され、年次インセンティブ報酬については賞与として支給し、長期インセンティブ報酬については株式報酬型ストックオプションを付与することにより支給しております。
（2）報酬等の比率については、基本報酬と業績連動報酬との比率を、概ね、1：0．6とすることを基本としつつ、個別の役員毎の役割や職責等を総合的に考慮して決定することとしております。また、業績連動報酬の内訳は、年次インセンティブ報酬である賞与と長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションの比率を、概ね、1：1とすることを基本として決定しております。
（3）株主総会の決議により、報酬等の額は基本報酬と賞与の合計で年額480百万円以内、株式報酬型ストックオプションの付与に係る報酬等の額は年額150百万円以内とされております。取締役会では、代表取締役社長が上記のような報酬等の決定方針と決定方法を説明し、審議した上で、株主総会が定めた上限の範囲内で各取締役の報酬等を決定しております。
（4）取締役（社外取締役を除く）が、担当又は駐在地の変更を伴う異動により、自宅と離れた地域に居住する必要が生じた場合、当社は、当該取締役に対し、適当な物件を社宅として提供することとしております。当社が社宅を借り上げることに要する1か月あたりの賃料の総額と、取締役より徴収する1か月あたりの社宅料の総額との差額は、月額2百万円以内であります。
（5）なお、社外取締役については、基本報酬のみの構成としております。
なお、執行役員の報酬の基本方針と決定方法は、取締役の報酬の基本方針と決定方法に準じております。
また、報酬を決定するにあたっての手続については、補充原則4-10-1の説明をご参照ください。

f.原則3-1(iv)
■指名の方針と手続
取締役会に対する取締役及び執行役員の候補者の提案は、以下の選任基準に基づき、知識・経験・能力等を総合的に勘案して、代表取締役社長が行います。また、取締役会に対する監査役候補者の提案も、以下の選任基準に基づき、監査役会の同意を得た上で、代表取締役社長が行います。取締役会では、代表取締役社長より各候補者の選任理由を丁寧に説明した上で、社外取締役、社外監査役も交えて慎重に審議いたします。

【選任基準】
1．心身ともに健康で、業務の遂行に支障がないこと。
2．人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
3．遵法精神に富んでいること。
4．経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること。
5．社外取締役については、上記1．～4．に加え、（イ）出身の各分野における経験・実績と識見を有していること、及び、（ロ）取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献できること。

g.原則3-1(v)
■選任・指名についての説明
第45期定時株主総会（2016年6月29日開催）における取締役・監査役候補者の指名の理由は、株主総会招集通知に記載しておりますので、下記リンク先をご参照ください。
http://www.lf.mufg.jp/investors/meeting/index.html

h.補充原則4-1-1
■経営陣に対する委任の範囲の開示
当社では、取締役会規則に基づき、取締役会の決議を要する重要な事項を定めており、これに該当しない事項の決定については経営陣に委任しております。そして、取締役会規則を適正に運用するため、取締役会付議基準を制定し、取締役会規則に定める取締役会の決議を要する事項のうち、債券や資産の売買等の「重要な財産の処分および譲受け」、借入等の「多額の借財」、「支配人その他の重要な使用人の選任および解任」、「支店その他の重要な組織の設置、変更および廃止」、「重要な社内規程の制定および改廃」について、取締役会の決議を要する具体的な基準を定めており、これに該当しない事項の決定については経営陣に委任しております。なお、取締役会の決議を要する具体的な基準を金額で定める場合は、総資産額をもとに基準額を設定しております。

i.原則4-9
■社外取締役の独立性判断基準と選定
当社では、東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下（1）～（6）の該当の有無を確認し、本人の客観的、実質的な独立性も考慮した上で、独立性を判断しております。
（1）当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者（※1）
（2）当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
（3）当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
（4）当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
（5）当社の会計監査人の代表社員または社員
（6）当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者
（※1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
（※2）当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。
（※3）当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社或いは取引先の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
（※4）一定額を超える寄附とは、1事業年度あたり1,000万円を超える寄附をいう。
なお、上記（1）～（6）のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断し、独立役員として東京証券取引所など国内の金融商品取引所に届け出た場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

j.補充原則4-11-1
■取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社の取締役会は、金融、商社、メーカー等、多様な業種・業界出身の取締役で構成され、かつ、このような多様性を確保するために相応しい規模の員数としております。各取締役には、それぞれの経験に裏打ちされたスキル・能力を存分に発揮し、あらゆる角度から、高い識見を活かした経営監督を実践して頂くことを期待しております。

k.補充原則4-11-2
■役員の兼任状況
当社の取締役・監査役には、それぞれの役割や責務を適切に果たすために十分な時間と労力を、その業務に充てて頂いております。
なお、従来より、役員の兼任状況については、事業報告に記載しております。事業報告は株主総会招集通知にも掲載しておりますので、下記リンク先をご参照ください。
http://www.lf.mufg.jp/investors/meeting/index.html

l.補充原則4-11-3
■取締役会の評価と結果の開示
社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役、常勤監査役、独立社外取締役を含む社外役員を構成員とする「社外役員・代表取締役との意見交換会」を開催しており、この意見交換会の中で取締役会に関する事項についても意見を交換し、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。
平成27年度の取締役会評価結果の概要は以下のとおりです。
1．改善を図りつつ、実効性をもって適正かつ堅実に取締役会が運営されている。
2．取締役会での審議をより一層充実させるため、資料作成や議案説明のあり方において、議案の背景や全体像をより分かり易くする等、更なる向上が求められる。

m.補充原則4-14-2
■取締役・監査役のトレーニング方針の開示
1．新任の社外取締役、社外監査役に対し、就任時の説明の一環として有価証券報告書や事業報告等の経営資料を提供し、事業環境等の説明を行います。
2．取締役・監査役に対し、外部機関の開催するセミナーの紹介等、トレーニング機会に関する情報を提供いたします。また、社外の意見を経営に生かす枠組みを整えるため、代表取締役、常勤監査役、独立社外取締役を含む社外役員を構成員とする任意の「社外役員・代表取締役との意見交換会」を設置し、この意見交換会で情報を交換・共有すると共に、種々のコミュニケーションの機会を設けることにより、連携を図っております。
3．取締役・監査役のトレーニングに関する費用は、当社が全額を負担いたします。

n.原則5-1
■株主との建設的な対話に関する方針

1. 当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識し、株主の皆様との積極的な対話に努めております。
2. 株主の皆様との対話につきましては、広報IRの所管役員が統括を担当、同部門を対応窓口とし、これを中心に企画、経理、総務など社内の関係各部門と連携する体制を整備しております。
3. 株主の皆様との対話は大変重要であるとの認識のもと、以下の取り組みを行っております。
・決算説明会を第2四半期決算と通期決算の年2回開催し、代表取締役が説明を行い、質疑にも対応。
・代表取締役、広報IR部による国内外の機関投資家への個別訪問、面談および説明会、各種カンファレンスへの参加。
・証券会社や証券取引所が主催する個人投資家向けIRイベントや各種説明会にも、関係各部が連携して参加。
4. 株主の皆様との対話で寄せられたご意見・ご懸念などにつきましては、適宜対応窓口である広報IR部から経営陣に対して速やかにフィードバックを実施し情報共有を図っております。
5. インサイダー情報に関しては、当社インサイダー取引未然防止規定に基づき、適切かつ慎重に管理するとともに、開示についてはIRポリシーに基づき実施しております。なお、IRポリシーは当社ホームページで公表しております。
http://www.lf.mufg.jp/investors/policy/index.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	179,182,700	20.00
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	120,356,600	13.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	54,487,500	6.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	42,453,700	4.73
明治安田生命保険相互会社	30,896,900	3.44
三菱UFJ信託銀行株式会社	28,431,000	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,963,300	2.78
菱進ホールディングス株式会社	17,568,100	1.96
JP MORGAN CHASE BANK 385632	12,537,440	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	11,770,900	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
箕浦　輝幸	他の会社の出身者								△			
拝郷　寿夫	他の会社の出身者								○			
黒田　忠司	他の会社の出身者					○		○	○			
吉田　真也	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
箕浦　輝幸	○	箕浦輝幸氏は、過去にトヨタ紡織株式会社とダイハツ工業株式会社において業務執行者の職にありました。両社と当社との間には、リース契約等の取引関係がありますが、平成27年度の取引額は両社及び当社の連結売上高の1%未満であります。	日本を代表するメーカーでの豊富な経営経験と高い識見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くことを期待しております。 (独立役員として指定した理由) 独立性基準に該当せず、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
拝郷　寿夫		拝郷寿夫氏は、現在、名古屋鉄道株式会社の代表取締役専務であり、同社と当社	日本を代表する鉄道会社での豊富な経営経験と高い識見を活かし、実践的な視点により、社

		との間には、リース契約等の取引関係がありますが、平成27年度の取引額は同社の連結営業収益及び当社の連結売上高の1%未満であります。	外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くことを期待しております。
黒田　忠司		黒田忠司氏は、現在、当社の主要株主である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役 執行役専務 グループCSO兼グループCHROでありますが、同社と当社との間には、リース契約等の取引関係があります。また、黒田氏は当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行の専務取締役であり、同行と当社との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。	日本を代表する金融機関での豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くことを期待しております。
吉田　真也		吉田真也氏は、現在、当社の主要株主である三菱商事株式会社の常務執行役員であり、同社と当社との間には、リース契約等の取引関係があります。	日本を代表する総合商社での豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くことを期待しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	7 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と必要に応じて適宜情報の交換を行い、相互の連携強化を図っております。なお、当社会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しております。
また、監査役と監査部は、内部監査結果について協議及び意見交換するなどの方法により、緊密に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
徳光　彰二	他の会社の出身者							△			○			
安田　正太	他の会社の出身者							△						
円谷　茂	他の会社の出身者							△			△			
早川　眞一郎	学者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳光　彰二		徳光彰二氏は、株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の出身でありますが、同行は当社の主要な借入先であり、同行と当社との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。また、徳光氏は、現在、中京テレビ放送株式会社の取締役相談役であり、同社と当社との間には、リース契約等の取引関係があります。	日本を代表する金融機関等での豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点から監査を行うことにより、社外監査役として当社経営の健全性確保に貢献頂けると判断いたしました。
安田　正太		安田正太氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行の出身であり、同行と当社との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。	日本を代表する金融機関での豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点から監査を行うことにより、社外監査役として当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待しております。
円谷　茂		円谷茂氏は、当社の主要な借入先である三菱UFJ信託銀行株式会社の出身であり、同行と当社との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。また、円谷氏は、現在、菱進ホールディングス株式会社の取締役社長でありますが、菱進ホールディングス株式会社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。また、円谷氏は過去に三菱UFJ不動産販売株式会社の業務執行者の職にありましたが、三菱UFJ不動産販売株式会社と当社との間には、リース契約等の取引関係があります。	日本を代表する金融機関等での豊富な経営経験と金融事業に対する高い識見を活かし、実践的な視点から監査を行うことにより、社外監査役として当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待しております。
早川　眞一郎	○	早川眞一郎氏は、現在、東京大学大学院総合文化研究科教授であり、当社と東京大学との間には、リース契約等の取引関係がありますが、平成27年度の取引額は同大学の経常収益及び当社の連結売上高の1%未満であります。	大学教授としての学識や豊富な知見を活かし、中立かつ客観的な視点から監査を行うことにより、社外監査役として当社経営の健全性確保に貢献頂くことを期待しております。 （独立役員として指定した理由） 独立性基準に該当せず、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じる恐れは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、2009年6月26日開催の第38期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションの付与につき決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、2009年度より株式報酬型ストックオプションを付与することとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

（2015年度）
当社の取締役（社外取締役を除く）への報酬は475百万円、監査役（社外監査役を除く）への報酬は59百万円であります。また、社外役員への報酬は64百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．基本方針
・当社の役員報酬は、事業戦略の遂行を通じて、企業価値を増大させることを目的とし、役員のインセンティブにも考慮して決定することとしております。
・報酬の水準は、中長期の企業価値の増大及び短期の業績向上の双方の観点から、市場水準も踏まえて、各役員の役割と職責に相応しいものにすることとしております。
2．取締役の報酬等の決定方法
・取締役（社外取締役を除く。以下同じ）の報酬等は、原則として、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬（年次インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬）により構成され、年次インセンティブ報酬については賞与として支給し、長期インセンティブ報酬については株式報酬型ストックオプションを付与することにより支給しております。
・報酬等の比率については、基本報酬と業績連動報酬との比率を、概ね、1：0.6とすることを基本としつつ、個別の役員毎の役割や職責等を総合的に考慮して決定することとしております。また、業績連動報酬の内訳は、年次インセンティブ報酬である賞与と長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションの比率を、概ね、1：1とすることを基本として決定しております。
・株主総会の決議により、報酬等の額は基本報酬と賞与の合計で年額480百万円以内、株式報酬型ストックオプションの付与に係る報酬等の額は年額150百万円以内とされております。取締役会では、代表取締役社長が上記のような報酬等の決定方針と決定方法を説明し、審議した上で、株主総会が定めた上限の範囲内で各取締役の報酬等を決定しております。
・取締役（社外取締役を除く）が、担当又は駐在地の変更を伴う異動により、自宅と離れた地域に居住する必要が生じた場合、当社は、当該取締役に対し、適当な物件を社宅として提供することとしております。当社が社宅を借り上げることに要する1か月あたりの賃料の総額と、取締役より徴収する1か月あたりの社宅料の総額との差額は、月額2百万円以内であります。
・なお、社外取締役については、基本報酬のみの構成としております。
3．監査役の報酬等の決定方法
監査役の報酬については、基本報酬のみの構成としております。株主総会の決議により、報酬額は年額120百万円以内としております。各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達や資料送付等については、主として総務部が担当しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（会社の機関の内容等）
当社の取締役会は、定時開催の他、必要に応じて臨時取締役会も機動的に開催し、迅速かつ的確なる意思決定を図っております。また、経営の意思決定・監督の機能強化と業務執行の機能を分離して、その役割と責任を明確にし、取締役会機能の一層の充実・活性化を図るために、執行役員制度を導入しております。なお、取締役は社外取締役4名を含む14名、執行役員は取締役との兼務9名を含む32名であります。社外取締役には、豊富な経営経験等を活かし、それぞれの視点から、取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂いております。
当社は取締役会決定の経営基本方針に基づき、具体的執行方針を立て、業務執行の統制を行うための協議決定機関として常務会を設置し、原則として毎週1回開催しております。
当社は監査役会を設置し、取締役の業務の執行につき、公正なる監督機能の徹底に努めております。監査役会は7名の監査役で構成されており、うち4名は社外監査役であります。社外監査役には、豊富な知見や経営経験等を活かし、それぞれの視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。

（内部監査、監査役監査及び会計監査の状況）
当社の内部監査は、監査部（18名）にて実施しております。監査部では、年間の監査計画に基づき、内部監査を計画的に実施、その結果を代表取締役社長に報告しております。被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善結果を報告させることにより、監査の実効性を確保しております。また、監査部長は、必要に応じ監査役及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努めるとともに、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会などの内部統制部門の重要な会議に出席し、関係する情報を交換しております。
監査役は7名で、うち4名は社外監査役であります。監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等

を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、監査役は会計監査人と適宜情報の交換を行っている他、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会っております。なお、監査役松本薫氏、鈴木直人氏、山内一英氏、徳光彰二氏、安田正太氏、及び円谷茂氏は、夫々長年にわたり金融事業を営む会社の業務に従事しており、財務・会計に関する適切な知見を有しております。また、当社の各監査役は金融事業に対する高い識見、学識等を有しており、会計監査についても実効性を十分に確保できる体制であると判断しております。
会計監査は、有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約に基づき、監査役や内部監査とも連携し、また、内部統制部門からも関係する情報の提供等を受けて実施されております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員・業務執行社員梅津知充氏、嶋田篤行氏、川口泰広氏の3名であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他16名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と強化を図るため、社外取締役が取締役会での審議等を通じて経営監督を行うと共に、社外監査役を含む監査役がそれぞれの立場から監査を行い、経営の健全性確保を図る体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月の株主総会では、総会日の21日前に招集通知を発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 また、株主総会招集通知を発送日の前日にTDnet及び当社ホームページで開示いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	2016年6月の株主総会より、招集通知の一部英訳を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家のみなさまからの信頼と適切な評価を得るため、証券取引所の規則や金融商品取引法等の諸法令で開示が定められている項目はもとより、株主・投資家のみなさまにとって有用と思われる情報の自主的・積極的な開示に努めています。 上記基本姿勢のもと、IRポリシーを定めており、その内容をホームページ（http://www.lf.mufg.jp/investors/policy/index.html）に公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各種IRイベントに定期的に参加しております。 （平成27年度は、名古屋、広島、福岡でのイベントに参加）	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本通期決算・中間第2四半期決算発表後に、社長による決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米州・欧州・アジア等の投資家を毎年訪問し、個別ミーティングを実施しているほか、証券会社主催のカンファレンスへ参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、プレスリリース、決算短信、決算概要、コーポレートレポート等のIR情報をホームページ（http://www.lf.mufg.jp/）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報IR部。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において、ステークホルダーに対する企業責任を明確化しております。なお、この経営理念は、当社ホームページにて公表しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「リース事業はモノにかかわるという仕組みにおいて、環境問題に高く貢献できるビジネスである」という認識のもと、環境マネジメントシステムを構築することに加えて、主要事業所におけるISO14001認証取得など、循環型社会形成への貢献を行う環境配慮型経営を推進しております。また、CSR（企業の社会的責任）活動に関する具体的な方針、取組みをまとめたコーポレートレポートを毎年作成し、当社ホームページにて公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な経営情報の開示手続に関する情報開示取扱規程を制定し、ステークホルダーの皆様に対し、三菱UFJリースグループに係る情報の正確、迅速かつ公平な開示を行っております。また、IRポリシーにおいて、IR活動の目的と基本姿勢、情報開示の基準・方法等を定めております。
その他	（女性の活躍の方針・取組等） 働きながら子育てに取り組む社員のワークライフバランスを積極的に支援するためダイバーシ

	ティ推進室を設置し、女性社員が長期的に能力を発揮し、活き活きと働くことができる職場環境づくりと両立支援制度の拡充を行っております。 これまでに、能力・適性・チャレンジ意欲を活かしたコース転換制度・社内公募制度の設置や、女性のキャリア形成のための人材育成研修、復職支援策として育児休業取得中の社員への情報提供ツールの導入、保育費用補助制度等を実施しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、「業務の適正を確保するための体制」を決議しておりましたが、平成27年3月26日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の会社法及び会社法施行規則の改正を踏まえ、かかる「業務の適正を確保するための体制」を平成27年4月1日付をもって改定することを決議いたしました。その内容は、以下のとおりです。
なお、以下において、「当社グループ」は「当社及び当社の子会社、関連会社」を、「当社グループ会社」は「当社の子会社、関連会社」を、「国内グループ会社」は「当社の国内子会社、国内関連会社」を、「海外グループ会社」は「当社の海外子会社、海外関連会社」を指します。
また、当社グループへの具体的な適用にあたっては、当社グループ会社各社の事業内容、規模、重要性等に応じて適切な範囲で調整の上、適用するものとします。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
【法令等遵守体制】
(1)当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
(2)当社は、各種社内規程類及びコンプライアンス・マニュアルの制定及び周知を通じて、当社グループの役職員が法令及び定款を遵守することを確保するための体制を整備する。
(3)当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・管理等に係るコンプライアンス委員会や、コンプライアンスの当社グループの統括責任者となるチーフ・コンプライアンス・オフィサー(法務コンプライアンス部所管役員)及び所管部として法務コンプライアンス部を設置する。
(4)当社は、コンプライアンス・プログラム(当社グループの役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画)を策定し、その取組状況のモニタリングを実施する。
(5)当社は、当社グループの役職員等が所属部店の上司を経由せず直接不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。
(6)当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
(7)当社及び当社グループ会社を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。
【情報開示体制】
(1)当社は、会計基準その他関連する諸法令・規則に則り、当社グループに関する決定事実・発生事実に関する情報の開示を、適時かつ適切に行うため社内規程類を制定する。
(2)当社は、情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等の審議に係る情報開示委員会を設置する。
【内部監査体制】
(1)当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査に関する活動を円滑かつ効果的に推進するため社内規程類を制定する。
(2)当社は、内部監査担当部として監査部を設置する。監査部では、年間の監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施、その結果を代表取締役社長に報告する。また、当社グループの被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善結果を当社に報告させることにより、監査の実効性を確保する。
(3)当社の監査部長は、必要に応じ当社グループの監査役及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程類の定めるところにより、保存・管理を行う。

3. 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項について、社内規程類の定めるところにより、当社への報告等を求める。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、当社グループのリスク管理の基本方針、リスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を制定する。
(2)当社は、当社グループの総合的なリスク管理のための体制を整備するものとする。当社は、当社グループのリスク管理に係る委員会やリスク管理を所管する役員及び所管部店としてリスクマネジメント統括部を設置する。
(3)当社は、当社グループのリスクのうち、主要なものを次のように分類した上で、それぞれのリスク管理規程において当該リスクの管理体制を定めるなど、リスク管理のための社内規程類を制定し、その整備の状況について検証する。
　1)信用リスク(カントリーリスクを含む)
　2)市場リスク
　3)資金流動性リスク
　4)アセットリスク
　5)オペレーショナルリスク
(4)当社は、当社グループの多岐にわたるリスクを可能な限り統一的な尺度で総合的に把握したうえで、経営の健全性確保を図りつつ企業価値の向上及び社会的信用の昂揚に資するため、統合リスク管理・運営を行う。
(5)当社は、当社グループのリスクを特定・認識、評価・計測、制御、監視・報告することにより、リスクに見合った収益の安定的計上・適正な資本構成の達成・資源の適正配分等の基盤を提供し、総合的なリスク管理・運営を行う。
(6)当社は、定量的に評価・計測が可能な当社グループのリスクに関し、必要に応じてリスク資本管理を行う体制を整備する。
(7)当社は、当社グループの危機事態における対応の基本的な考え方及び判断基準を明確にすることにより、業務全般の運営の継続及び通常機能の回復を確保し、当社グループの損失を最小限に食い止めるために必要な体制を整備するべく、社内規程類を制定する。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、当社グループの経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
(2)当社は、常務会を設置し、取締役会は一定の事項の決定等を常務会に委任する。常務会は、当社グループ会社の経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、常務会の諮問機関として各種の委員会を設置する。
(3)当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程類に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（1）当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
（2）当社は、当社と当社グループ会社間の経営管理方法を定め、当社グループ会社の業務の適正を図るとともに、当社グループ全体が強固な連帯感の下に活動することにより、当社グループ全体の経営効率向上、企業価値向上を実現するため、社内規程類を制定する。
（3）当社は、当社グループ経営管理のための各社内規程類に則り、職務分担に沿って当社グループ会社からの報告等を受け、当社グループの経営管理を行う。
（4）当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の管理・運営方法を定め、金融商品取引法等の規定に従って当社の財務報告が適正に作成されるよう、当社グループ全体の内部統制を有効に整備・運用する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役は、職務執行に必要な場合は、監査部所属員に職務遂行の補助を委嘱することができる。

8. 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社の監査役を補助すべき使用人に該当する監査部所属員の人事考課及び人事異動については、監査役の意見を聞く。

9. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従う。

10. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
（1）当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社監査役に報告する。
（2）当社は、当社グループの役職員が所属部店の上司を経由せず直接不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。当社は、当該コンプライアンス・ホットライン制度において当社の常勤監査役を報告・相談窓口の一つと定めるとともに、当社のコンプライアンス・ホットライン制度の担当部署は、当社グループにおける内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
（3）当社の監査役は、職務執行に必要な情報を交換するなどの方法により、当社グループ会社の監査役と緊密に連携する。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由とした、報告・相談者に対する不利益な取扱いの禁止をコンプライアンス・ホットライン規程に明記する。また、当社グループの従業員に対し、社員研修等を通じ、コンプライアンス・ホットラインによる報告を行った者が不利益を被ることのないことを当社グループの役職員に周知する。

12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）当社の監査役と当社代表取締役社長及び監査部長は、適宜意見交換を行う。
（2）当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けることができる。
（3）当社の監査役は取締役会に出席するほか、常務会その他の重要な委員会等にも出席することができる。
（4）当社グループの役職員は、当社の監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方（基本方針）
当社は、当社及びグループ各社が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）社内規程類の整備状況
・当社グループでは、反社会的勢力との対決を「三菱UFJリースグループ　倫理綱領・行動規範」に定め、その具体的な内容を社内規程類に定めております。
（2）対応統括部署
・当社グループでは、反社会的勢力対応の統括部署を定め、反社会的勢力対応に係る統括管理を行うとともに、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。
（3）外部の専門機関との連携状況
・当社グループでは、必要に応じ警察や弁護士等へ相談するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力への対応を行っております。
（4）研修活動の実施状況
・当社グループでは、反社会的勢力への対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、定期的に実施しているコンプライアンス研修のカリキュラムに組み入れております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう、社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むため、以下の通り体制を構築しております。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制
当社では、当社及び当社グループに関する重要な経営情報（以下「経営関連情報」という）が、金融商品取引法や証券取引所適時開示規則等の関連する法令・規則に則り、公正かつ適時・適切に開示が行われるよう、「情報開示取扱規程」を制定しています。
この「情報開示取扱規程」に基づく、当社グループの情報開示に係る体制は、以下の通りで、情報開示担当組織として、開示担当部、総括部を設け、それぞれ以下の事項を担当しております。なお体制図につきましては、別添の模式図をご参照下さい。
（1）開示担当部（企画部、広報IR部、関連事業部、経理部、総務部）
開示事項毎に総括部を定めるとともに、開示資料の作成、関係当局との連絡等を、企画部、広報IR部、関連事業部、経理部、総務部が連携して行います。
（2）総括部
開示担当部により指定された経営関連情報につき、開示事項に関する情報収集を行います。なお、開示すべき事象が生じたは場合、直ちに総括部所管役員及び社長に報告するとともに、開示担当部へ連絡します。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能
当社は、取締役会の下に、会長、副会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役を構成員とする常務会を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、具体的執行方針を立て、業務執行の統制を行っております。なお、社長が必要と認めた場合には、コーポレートセンター担当の専務執行役員又は常務執行役員、並びに事業カンパニー担当の専務執行役員又は常務執行役員に構成員として常務会への出席を求めております。
常務会の諮問機関として、情報開示の適正性及び開示に係わる内部統制に関する審議を行うことを目的とする、情報開示委員会を設置しております。
情報開示委員会は、経理部所管役員を委員長とし、企画部長、法務コンプライアンス部長等の関係部長等を構成員として、年4回の定時開催の他、必要に応じて適時開催することとしております。
情報開示委員会では、開示情報の適正性等に関して代表取締役の宣誓を要する報告書について、主として記載内容の適正性や、情報開示に係わる統制・手続の有効性等を審議し、その結果を常務会に報告しております。

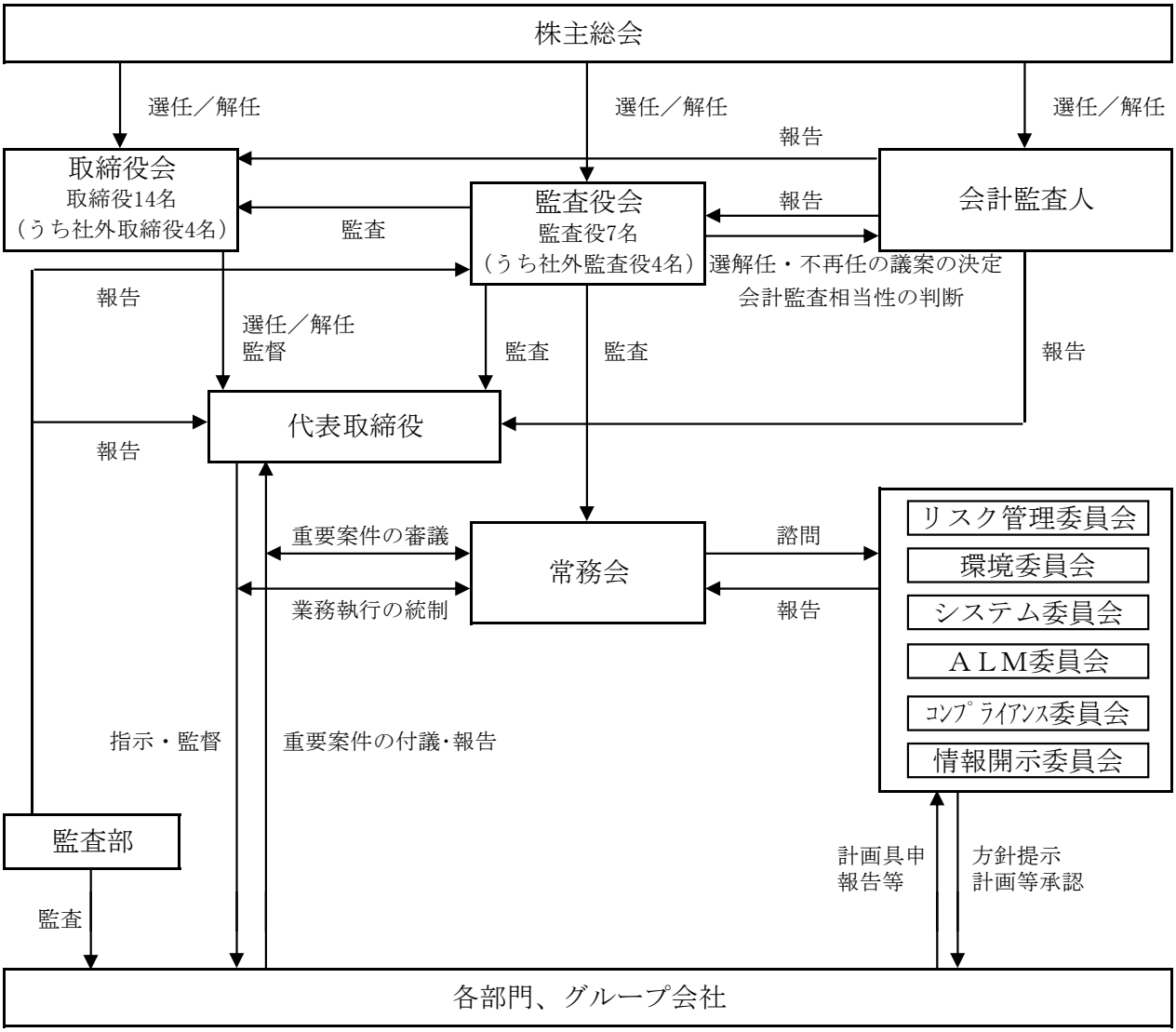
株主総会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
報告
取締役会
取締役14名
（うち社外取締役4名）
監査役会
監査役7名
（うち社外監査役4名）
会計監査人
監査
報告
選解任・不再任の議案の決定
会計監査相当性の判断
報告
選任／解任
監督
監査
監査
報告
代表取締役
報告
重要案件の審議
業務執行の統制
常務会
諮問
報告
リスク管理委員会
環境委員会
システム委員会
ＡＬＭ委員会
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会
情報開示委員会
指示・監督
重要案件の付議･報告
監査部
監査
計画具申
報告等
方針提示
計画等承認
各部門、グループ会社

【当社グループの適時開示に係る社内体制図】

